二　感温体の電気抵抗、電圧、電流、誘電率又は固有振動数のいずれかとそれに対応する温度との関係を、全測定範囲にわたり示す数式、図又は表を備えたもの
三　保護管等により保護された感温体と端子との間を接続する導線（以下この款において「内部導線」という。）
（抵抗体）
第二十七条　電気式温度計の抵抗体は、次の各号に適合するものでなければならない。
一　白金又は半導体でできていること。
二　白金でできているものにあっては、温度零度における抵抗値（以下この款において「抵抗標準値」という。）が一〇〇オームであること。
（削る）
三　（略）
（保護管等）
第二十八条　電気式温度計の保護管等の感温体及び内部導線を保護するものは、それが保護するものが外気又は水に直接接触しないように保護し、かつ、内部で水蒸気が凝結しないものでなければならない。
（内部導線）
第二十九条　電気式温度計（抵抗体を用いたものに限る。）の内部導線は、加熱による局部的な熱起電力、酸化等により測定に支障を生じないものでなければならない。
（表記）
第三十条　電気式温度計（抵抗体が白金でできているものであって、感部が取り換えられるものに限る。）の感部及びそれと一体となって取り換えられる部分（以下「感部等」という。）は、温度の測定に影響を与えない適当な場所に、次の各号に掲げるものを表記したものでなければならない。
一～五　（略）
2　電気式温度計（抵抗体が白金でできているものであって、感部等が取り換えられるものに限る。）の指示計は、次の各号に掲げるものを表記したものでなければならない。
一～五　（略）
第三十一条　電気式温度計（抵抗体が白金でできているものであって、感部等が取り換えられるものを除く。）は、見やすい場所に次の各号に掲げるものを表記したものでなければならない。
一　感温体の種類又は規格
二～四　（略）
（性能）
第三十二条　電気式温度計は、測定範囲内の最高温度に三時間保った直後に温度零度に戻した際の値が、当初の温度零度より〇・一度を超えて変化しないものでなければならない。
2　電気式温度計は、これを流れのない水に入れることにより得た時定数が、一分以内でなければならない。
（構造）
第三十四条　（略）
2　ラジオゾンデ用温度計は、電気抵抗、電圧、電流、誘電率又は固有振動数のいずれかとそれに対応する温度との関係を、全測定範囲にわたり示す数式、図又は表を備えたものでなければならない。

二　抵抗体の抵抗値を指示する指示計
三　保護管等により保護された抵抗体と端子との間を接続する導線（以下この款において「内部導線」という。）
（抵抗体）
第二十七条　電気式温度計の抵抗体は、次の各号に適合するものでなければならない。
一　白金でできていること。
二　温度零度における抵抗値（以下この款において「抵抗標準値」という。）が一〇〇オームであること。
三　測定範囲内の最高温度に三時間保った直後に温度零度に戻した際の抵抗値が、当初の温度零度における抵抗値から〇・〇二オームを超えて変化しないこと。
四　（略）
（保護管等）
第二十八条　電気式温度計の保護管等の抵抗体及び内部導線を保護するものは、それが保護するものが外気又は水に直接接触しないように保護し、かつ、内部で水蒸気が凝結しないものでなければならない。
（内部導線）
第二十九条　電気式温度計の内部導線は、加熱による局部的な熱起電力、酸化等により測定に支障を生じないものでなければならない。
（表記）
第三十条　電気式温度計（感部が取り換えられるものに限る。）の感部及びそれと一体となって取り換えられる部分（以下「感部等」という。）は、温度の測定に影響を与えない適当な場所に、次の各号に掲げるものを表記したものでなければならない。
一～五　（略）
2　電気式温度計（感部等が取り換えられるものに限る。）の指示計は、次の各号に掲げるものを表記したものでなければならない。
一～五　（略）
第三十一条　電気式温度計（感部等が取り換えられるものを除く。）は、見やすい場所に次の各号に掲げるものを表記したものでなければならない。
一　抵抗体の抵抗標準値
二～四　（略）
（性能）
第三十二条　電気式温度計の規定電流は、気温用のものにあっては一〇ミリアンペアを、水温用のものにあっては二〇ミリアンペアを超えないものでなければならない。
2　電気式温度計は、これを流れのない水に入れることにより得た時定数が、一分以内でなければならない。
（構造）
第三十四条　（略）
2　ラジオゾンデ用温度計は、電気抵抗又は誘電率とそれに対応する温度との関係を、全測定範囲にわたり示す数式、図又は表を備えたものでなければならない。